

「水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（案）について」に対して寄せられた御意見等について

平成 31 年 4 月 15 日
厚生労働省
医薬・生活衛生局
水道課

厚生労働省では、水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（案）について、平成 31 年 2 月 23 日から同年 3 月 24 日までホームページ等を通じて御意見を募集したところ、計 20 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する当省の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表します。なお、取りまとめの都合上、頂いた御意見は適宜要約しております。御意見をお寄せいただきました皆様に御礼を申し上げます。

御意見の内容	当省の考え方
事業の休止及び廃止に際して、市町村への協議を要する地方公共団体以外の水道事業者の給水人口の基準について、給水人口 5 千人で切り捨てるのは問題ではないか。	水道事業は水道法上原則市町村が経営することされており、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た上で水道事業を営することとされています。 その上で、事業の休止及び廃止を行う場合には、厚生労働大臣の許可を要することとされています。 その際、一定規模以上の水道事業の休廃止は、市町村に対して大きな影響を与え得ると考えられることから、今般の法改正においては、地方公共団体以外の水道事業者については、給水人口が政令で定める基準を超える場合、給水しようとする区域をその区域に含む市町村への協議を要することとしたものです。

（ご参考）その他、本件の改正に直接関係ない御意見 19 件

御意見の内容	当省の考え方
今般の水道法改正は水道民営化につながるものであるため反対する旨の御意見（18 件）	今後の施策の参考にさせていただきます。 なお、平成 23 年の PFI 法改正によりコンセッション方式が創設された当初から、水道事業については住民に対する給水責任を民間事業者に負わせる形であればコンセッション方式を導入することができました。今回の改正法では、事業の確実かつ安定的な運営のため公の関与を強化し、給水責任は自治体に残した上で、厚生労働大臣の許可を受けてコンセッション方式を実施可能にしたものです。 コンセッション方式の導入について、国や自治体の関与を強めたもので、水道事業自体を「民営化」するものではありません。 また、コンセッション方式は、あくまで官民連携の選択肢の一つです。

	住民サービスの向上や業務効率化を図る上でメリットがある場合に、地方自治体が議会の議決を経て、地方自治体の判断で導入するものです。 このほか、水道法改正に関するよくあるご質問等については以下のとおり厚生労働省 HP でご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/content/000467081.pdf
水道料金について、国が統一的な基準を示すべきではないか。	水道料金は、水道法上、水道サービスを提供するために必要な総括原価に基づき設定することとされています。